

令和8年度（2026年度）熊本市大気汚染物質調査業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、大気汚染防止法第18条の44及び第22条の規定に基づき、熊本市域における有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、熊本市内の調査地点において、有害大気汚染物質の濃度を調査することを目的とする。

2. 履行場所

熊本市内

3. 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

4. 業務内容

環境大気中の有害大気汚染物質の試料採取及び分析を行い、その結果を取りまとめ、報告書として報告する。

1) 調査地点

以下の3地点を対象とする。

地点区分	地点名	属性	住所 (連絡先)	ゼンリン地図
1	全国標準監視地点 水道町測定局	沿道	中央区水道町 13-2	中央区 51-J-2
2	地域特設監視地点 神水本町測定局	沿道	中央区神水本町 967-1	中央区 81-E-5
3		沿道	中央区帶山 1-35-32 (383-1222)	中央区 44-E-5

2) 調査回数・調査日程

毎月1回の頻度で年12回、24時間サンプル捕集を行う。原則、試料採取の日程は、環境省が設置している「国設対馬酸性雨測定所」の当該年度の採取日程に合わせることとし、全地点ともに同日、午前の内に開始すること。

なお、天候その他の理由により必要な捕集時間を確保できないときには、委託者と協議のうえ、捕集期間を延長し、または再測定を実施し、必要な捕集時間数、試料数の確保に努めること。

3) 調査対象物質

次の物質を対象とし、調査地点ごとの詳細は別紙1（その1～2）のとおりとする。

（1）クロロホルム

- (2) 1,2-ジクロロエタン
- (3) ジクロロメタン
- (4) テトラクロロエチレン
- (5) トリクロロエチレン
- (6) ベンゼン
- (7) 1,3-ブタジエン
- (8) アクリロニトリル
- (9) 塩化ビニルモノマー
- (10) トルエン
- (11) 塩化メチル
- (12) 酸化エチレン
- (13) アセトアルデヒド
- (14) ホルムアルデヒド
- (15) ベンゾ (a) ピレン
- (16) ニッケル化合物
- (17) ヒ素及びその化合物
- (18) クロム及びその化合物
- (19) ベリリウム及びその化合物
- (20) マンガン及びその化合物
- (21) 水銀及びその化合物

4) 調査方法

有害大気汚染物質の試料採取及び分析方法については、「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル（平成9年2月12日環大規第27号、令和6年3月改訂）」（以下、マニュアルという。）による。

試料採取にあたっては、専門的知識のある者（環境計量士又はこれと同等以上の者）の監督・指導の下で実施すること。

また、試料の採取、分析に必要な機械器具等は受託者が準備するものとし、受託者の責任で管理すること。

5) 試料採取時における関連調査項目

(1) 現地調査票

調査地点毎に気象データ（天候、降水量、気温、気圧、湿度、風速及び風向（16方位））、調査対象物質毎に流量と積算流量（但し、重金属は流量のみ）を測定し、試料採取開始・終了日時、周辺の状況等とともに記録すること。

なお、気象データは受託者が測定することが望ましいが、気象庁等のデータを引用する際は引用元を明記の上、使用しても差し支えない。

(2) 試料採取状況写真（遠景、近景）

6) 精度管理

- マニュアルに従って適切な精度管理を実施し、測定値の信頼性の確保に努めること。また、受託者が分析を実施する項目に関しては、下記の項目について遵守すること。
- (1) 定量下限値は、マニュアルに示した目標定量下限値以下に設定すること。
 - (2) トラベルプランクについては、調査地点、調査対象物質毎に年1回3検体実施すること。
 - (3) 二重測定については、調査地点、調査対象物質毎に年1回実施すること。
 - (4) 二重測定において、両測定値の差が30%を超えた時は、当該月のうちに受託者は再調査を実施すること。

7) 異常時の原因究明

(1) 試料採取時

調査地点及び調査地点周辺等で通常の状態と異なる状況が確認された時は、その状況を記録（写真を含む。）し、原因究明に努め、試料採取の実施の可否については委託者と協議すること。

(2) 分析結果判明時

分析結果が次のような場合には、速やかに委託者に連絡するとともに、原因究明に努めること。

異常値の原因が明らかに試料採取及び分析に起因する場合は、再試料採取及び再分析等を速やかに実施すること。

また、その他の理由により異常値が得られた場合にも、可能な限り再測定を行い、試料数の確保に努めることとする。

- ア) 過去のデータ範囲や最近の変動状況と比較して異常な値を検出したとき。
- イ) 環境基準を超過したとき。
- ウ) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）を超過したとき。

8) 打合せ・業務計画表の提出

業務を開始する前には委託者と本業務の打合せを行い、業務内容を確認すること。また、受託者は、契約後速やかに、有害大気汚染物質調査業務計画表を提出し、委託者の承認を得ること。

9) 報告書等関係書類の提出

(1) 月別報告

試料採取終了後、速やかに分析を行い、翌月20日までに確定した測定値を濃度計量証明書として1部提出すること。また、その際、「5) 試料採取時における関連調査項目」の「(1) 現地調査票」及び「(2) 試料採取状況写真（遠景、近景）」を添付すること。但し、3月の試料採取分は、委託期間終了までに報告

することとする。

(2) 報告書

受託者は、委託期間終了までに、試料採取機器（キャニスター品質管理状況を含む）、試料採取方法、試料採取位置図（地図、写真等）、分析使用機器、分析手順・方法・分析操作フロー、分析条件、計量過程、精度管理、検出下限値、定量下限値及び測定結果等を取りまとめ、報告書として1部提出すること。併せて、電子媒体（CD-R）による報告書1式を提出すること。

(3) 環境省報告様式

環境省が指定する令和8年度（2026年度）の有害大気汚染物質等の常時監視等の結果報告様式により電子媒体（CD-R）1式を提出すること。

(4) 提出先

熊本市環境局環境推進部環境政策課

10) その他

有害大気汚染物質のうち、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、1,3-ブタジエン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、トルエン、塩化メチル、水銀及びその化合物については、試料採取後一週間以内に分析を終了させること。

また、その他の物質についても、試料採取後、「マニュアル」に基づき速やかに分析を実施するとともに、分析開始・終了日時も記録しておくこと。

5. 注意事項

- 1) 採取の日程・地点・方法は、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。
- 2) 試料採取位置等に疑義が生じた場合は委託者の指示に従うこと。
- 3) 本委託業務を実施するにあたりトラブルが発生した場合や、試料採取にあたり異常を感じた場合は、直ちに委託者に連絡すること。
- 4) 受託者は、業務開始、業務終了毎にその状況について委託者に報告すること。
- 5) 受託者の責任による機器の故障や現地の設備などの破損は受託者で賠償するものとする。

6. その他

- 1) 業務のため公・私有地に立ち入る場合は、土地所有者又は管理者に事前に了解を得るとともに、工作物に損傷を与えぬよう注意すること。また、トラブルが生じた場合には、受託者の責任において解決すること。
- 2) 業務の実施にあたっては、諸法規を遵守し公衆の迷惑とならないようにするとともに、周囲の安全確保に努め、必要に応じ事前に十分な安全措置を取ること。
- 3) 本仕様書に定められていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、両者で協議して決定するものとする。

4) 受託者は、業務上知り得た事項については、他に公表、貸与又は使用してはならない。

調査項目表

別紙1 (その1)

1) 水道町測定局 21物質

調査地点	分類	測定物質	測定頻度	試料採取	試料分析	測定方法の概要	備考
水道町測定局 (全国標準監視地点 沿道)	揮発性有機化合物 (12物質) アルデヒド類 (2物質) 多環芳香族化合物 (1物質) 重金属類 (6物質)	クロロホルム 1,2-ジクロロエタン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ヘンゼン 1,3-ブタジエン アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー トルエン 塩化メタル	1回/月	受託業者	受託業者	キャニスター捕集－ GC/MS法	測定方法については、マニュアルで認められた測定方法で測定できるものとする。
		酸化エチレン				固相捕集－ 溶媒抽出－ GC/MS法	
		アセトアルデヒド ホルムアルデヒド				DNPH捕集－ HPLC法	
		ヘンゼン (a) ヒレン				フィルター捕集－ GC/MS法 又は HPLC法	
		ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 クロム及びその化合物 ベリリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物				フィルター捕集－ ICP/MS法	
		水銀及びその化合物				金アマルガム捕集－ 原子吸光	
						—	

調査項目表

別紙1 (その2)

2) 神水本町測定局 6物質

調査地点	分類	測定物質	測定頻度	試料採取	試料分析	測定方法の概要	備考
神水本町測定局 (地域特設監視地点 沿道)	揮発性有機化合物 (3物質)	ベンゼン 1,3-ブタジエン トルエン	1回/月	受託業者	受託業者	キャニスター捕集－ GC/MS法	測定方法については、マニュアルで認められた測定方法で測定できるものとする。
	アルデヒド類 (2物質)	アセトアルデヒド ホルムアルデヒド				DNPH捕集－ HPLC法	
	多環芳香族化合物 (1物質)	ベンゾ(a)ピレン				フィルター捕集－ GC/MS法 又は HPLC法	

3) 帯山中学校 6物質

調査地点	分類	測定物質	測定頻度	試料採取	試料分析	測定方法の概要	備考
帯山中学校 (地域特設監視地点 沿道)	揮発性有機化合物 (3物質)	ベンゼン 1,3-ブタジエン トルエン	1回/月	受託業者	受託業者	キャニスター捕集－ GC/MS法	測定方法については、マニュアルで認められた測定方法で測定できるものとする。
	アルデヒド類 (2物質)	アセトアルデヒド ホルムアルデヒド				DNPH捕集－ HPLC法	
	多環芳香族化合物 (1物質)	ベンゾ(a)ピレン				フィルター捕集－ GC/MS法 又は HPLC法	